

東京都感染症予防計画（令和6年3月）

都は、感染症法に基づき東京都感染症予防計画を定め、感染症の予防、まん延防止、医療提供等の施策に取り組んできた。新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、感染症対策の一層の充実を図るため計画を改定した。

○計画の構成

第一章 基本的な考え方

第二章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策 ..

第三章 新興感染症発生時の対応

第四章 その他感染症の予防の推進に関する施策

第1 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策等

2 HIV／エイズ、性感染症対策 .

○ 抜 粋

2 HIV／エイズ、性感染症対策

都における新規のHIV感染者・エイズ患者の報告数は、近年、横ばいで推移している。また、年代別では、20歳代、30歳代の若い世代が過半数を占めている。

一方、医療の進歩に伴い、早期発見・早期治療により、感染者は健常者と同等の生活を送ることができるようになり、HIV感染症の疾病概念は、「不治の特別な病」から「コントロール可能な慢性疾患」に変化し、今後、長期にわたり医療や地域サービスを必要とするHIV感染者（HIVに感染している人。エイズ発症の有無を問わない。）が増加すると考えられる。

そのため、主に若い世代を中心とした普及啓発や都民の利便性に配慮した検査相談体制を確保する一方、治療や療養を続けていくHIV感染者を支える仕組みの構築など、感染の拡大防止とHIV感染者の支援を目的とした、総合的なHIV／エイズ対策を推進していく。

また、近年、梅毒の患者報告数は急増しており、特に男性は20歳代から50歳代、女性は20歳代の割合が増加している。梅毒をはじめとする性感染症は、性的接触が主な感染経路であることや、性感染症に罹患するとHIV感染リスクも高くなることから、感染状況に応じた普及啓発を着実に実施するとともに、HIV／エイズとの同時検査を行うなど、HIV／エイズ対策と一体となった対策を推進していく。